

調整方針が決定しました**「住民生活に密接に関連する事務事業：238項目」**

14市町村が実施している事務事業のうち、住民生活に密接に関連する238項目の調整方針が第2回準備会で決定されました。そこで、方針が決まった主な事務事業をお知らせします。

※事務事業の調整方針の詳細については、各市町村の市町村合併担当課または準備会事務局へお問い合わせください。個々の調整方針が掲載された資料を送付します。

● 主な事務事業の調整方針 ●**道路の除雪**

・今までどおりの体制・サービスで実施します

祭りやイベントの取り扱い

・地域の個性を大切にするため、今までどおり継続します

**保育園の通園バス、
小・中学校の通学費補助**

・当分の間は現行どおりとし、その後新しい基準をつくります

高齢者福祉関係事業

・生きがい対策や寝たきり・痴呆対策事業などは、段階的に上越市の制度に調整（統一）します

保育料、水道料

・段階的に上越市の制度に調整（統一）します

国民健康保険料（税）

・新しい制度を定め、合併時から適用します

税の取り扱い

- ・個人市民税：町村の均等割の金額が段階的に2,500円になります。納期は上越市の制度に調整（統一）します
- ・固定資産税：税率は、柿崎町・大潟町・頸城村・吉川町が下がり、その他の市町村は変わりません。納期は上越市の制度に調整（統一）します
- ・都市計画税：上越都市計画区域に含まれる大潟町と頸城村の一部は、段階的に上越市の制度に調整（統一）します

※「当分の間」、「段階的に」とは、おおむね5年以内を目安としています。

調整にあたっては、「財政」・「受益と負担」・「公平性」の3つの視点に基づいて判断しています。これは、新市としての一体性や公平性を確保しつつ、厳しい財政状況の中にあって効率的な行財政運営を行うということを基本としているからです。また、将来にわたり安定した行政サービスを提供していけるかという点も、大きな判断材料になっています。

なお、住民生活への影響に配慮し、可能な限り激変緩和措置（一定の期間、旧市町村の制度を個別に運用する制度）を取り入れました。

お問い合わせ先

上越地域法定合併協議会準備会事務局
〒943-0806 上越市木田新田1-1-10
TEL:025-524-9102 FAX:025-524-9120
メール:info@joetsu-gappei.jp